

事業承継・引継ぎ支援センター 承継コーディネーターの募集

公益財団法人三重県産業支援センター（以下「当センター」という。）では、下記のとおり事業承継・引継ぎ支援センター 承継コーディネーターを募集します。

1 募集の目的

国では、事業継続に課題を抱えている中小企業・小規模事業者の事業承継を促進するため、事業者の意識喚起や適切な支援の提供を図るとともに、地域の関係機関が連携して取り組む第三者承継や親族内承継の支援を後押ししています。

当センターが実施する事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、承継コーディネーターを募集します。

2 業務内容

- (1) 事業承継ニーズ等の掘り起し機能の責任者として、三重県事業承継ネットワークの構築、管理等を担い、構成機関との連携を図り、業務を進める。
- (2) 親族内承継案件にかかる支援の責任者を兼務する。
- (3) エリアコーディネーターと連携して地域における支援の推進を行う。
- (4) 統括責任者と協議の上、支援案件を各担当に振り分ける。
- (5) 親族内承継案件について、支援要否の判断を行う。
- (6) 個者支援のために必要な外部専門家派遣を行う。
- (7) 当センターの関係部署等との連携を図り、業務を進める。
など

3 募集期間

令和7年1月10日（金）から令和7年1月23日（木）まで
ただし、1月23日（木）は、午後4時までとします。

4 募集職種及び人員

事業承継・引継ぎ支援センター 承継コーディネーター 1名

5 委嘱条件等

次の条件により委嘱します。

- (1) 委嘱期間 令和7年4月1日（火）から 令和8年3月31日（火）まで
委嘱開始日（業務開始日）については協議の上で決定。
- (2) 業務場所 公益財団法人三重県産業支援センター ほか
（津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル）
- (3) 報酬額等 日額 38,500円（税込み）
業務を遂行するために、月16日程度従事いただく予定です。
- (4) 業務時間 8時30分～17時15分（1時間の休憩時間を含む。）
1日業務の場合は、7時間45分業務実施。
- (5) その他 令和5年10月1日から導入されている適格請求書保存方式（イン

ボイス制度)の発行事業者であること。(当センターとの委嘱契約締結までにインボイスに登録申請済みの者であること。)

6 資格・実務経験等

(1) 次のいずれかに該当する者であること

ア 金融機関等において事業承継支援の実務経験を有する者

イ 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士等の資格を有し、又はこれらと同等の能力を有すると認められ、かつ事業承継支援等の実務経験を有する者

ウ 地域で広く人脈及びネットワーク等を有し、かつ事業承継支援に関して知見等を有する者

エ ア～ウに準ずる能力を有する者

(2) 普通自動車免許(AT限定可)を有すること。

(3) Word、Excel、PowerPointの基本操作ができ、資料作成が可能であること。

7 選考方法

面接選考(予め、書類選考を行うことがある。)

面接日 令和7年1月29日(水)のうち、当方が指定する時間帯

面接会場 津市内

8 選考基準

「2 業務内容」に必要な経験や知識等、マネジメント能力、コミュニケーション能力、ネットワーク力等を考慮し、選考します。

9 提出書類

(1) 履歴書兼エントリーシート

(所定様式あり。6か月以内に撮影した顔写真貼付のこと)

当財団HPのリンク先からダウンロードしてください。

(2) 資格等があれば、証明する書面の写し(任意)

※提出書類は、当方で廃棄処分させていただきますので、ご了承ください。

10 申込み及び問い合わせ先

9に示した提出書類を、募集期間内に下記あてに提出してください。

期限までに必着とし、持参、郵送、メールでの提出のいずれかとします。

※郵送の場合は「履歴書在中」と朱書きしてください。

※メールの場合は件名に「採用応募書類」と記載してください。

個人情報が含まれますので、メールアドレスに誤りがないか必ずご確認いただくとともに、受信確認の電話を応募者から入れてください(受信についての回答は、メールでは行いません)。

〒514-0004

三重県津市栄町1丁目891番地

公益財団法人三重県産業支援センター 総務企画課 担当：田垣内（たがいと）

TEL：059-228-3321 FAX：059-226-4957

E-mail：soumu@miesc.or.jp URL：<https://www.miesc.or.jp/>

1.1 その他

最終決定には予算成立が前提であり、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

また、経済産業省中部経済産業局の了承を得られなかった場合は、委嘱契約を締結しないものとします。